

国分寺市福祉サービス 第三者評価受審の手引

令和7年4月改訂

福祉サービスの第三者評価とは

福祉サービスの第三者評価とは、事業者でも利用者でもない第三者（外部）が公正・中立で専門的かつ客観的立場から評価するものです。

信頼性の高い第三者評価機関が利用者調査・事業評価（自己評価・訪問調査）を行い、その集計・分析を基に、サービスの内容や質、経営や組織のマネジメントの力等を一定の基準に基づき評価し、その結果を広く公表します。

第三者評価の受審は、高水準で安定的な事業運営に有効な取組です

利用者のニーズにあった良質な福祉サービスの提供と同時に、事業者情報を的確に提供することへの積極的な取組が大変重要となっています。

【第三者評価を受審するメリット】

サービスの質を改善するための気づきが得られます。

- 利用者調査を行うことで、潜在化した利用者の評価や意向を把握できます。
- 経営に詳しい評価者もいるため、経営面で新たなヒントを見つけることができます。

評価結果を公表することで、事業所をPRできます。

- 利用者本人や家族、地域の皆さんに、事業者としての考えや取組、事業所の強みをPRできます。

東京都における福祉サービス第三者評価事業について

第三者による評価

高齢者・障害者・児童等に対する様々な福祉サービスについて、信頼性の高い評価機関により、利用者調査及び事業評価を実施し、その集計・分析を基に現在の事業者の経営管理やマネジメントの力量、サービス提供体制とサービスの質を評価します。

なお、結果については事業者にフィードバックされるとともに、わかりやすい形で公表され、利用者等に情報提供されます。

評価対象サービス

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、保育所、児童養護施設、障害者支援施設など50サービス以上の福祉サービスが第三者評価の対象サービスであり、東京都の受審費補助の対象となっています。

評価を行う評価機関

評価を行うのは、東京都福祉サービス評価推進機構が「認証・公表委員会」の審査に基づき、第三者評価を行うのに必要な一定の要件を備えていると認証した機関です。

認証評価機関の一覧は、「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページで公開されており、事業者において評価機関を選択し、契約することとなります。

東京都における福祉サービス第三者評価の手法など

評価手法と評価項目

【利用者調査】

アンケート調査や聞き取り調査等により、利用者が現在利用しているサービスをどのように感じ、どの程度満足しているか等を把握します。

【事業評価】

事業所の職員による自己評価の記入、経営層による事業プロフィールの作成と自己評価の記入により、事業者の自己評価を事前に把握します。次にそれを基に評価者（第三者）による訪問調査を行います。

【評価項目】

東京都福祉サービス評価推進機構の定めた共通評価項目を取り入れたもので、利用者や事業者が、評価結果について比較検討することができるようにしたものです。

評価結果の公表

◎とうきょう福祉ナビゲーションで公表

第三者評価共通評価項目のうち、推進機構が必要と認めた項目に関し、公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）」において評価結果が公表されます。

福ナビURL → <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

◎事業所にも掲示

受審事業者は、評価結果を事業所の見やすい場所に掲示するとともに利用者や御家族へ説明を行います。

福祉サービス第三者評価に関するお問い合わせ先

1) 東京都における福祉サービス第三者評価システムや受審支援策などに関すること

○東京都福祉局指導監査部指導調整課評価推進担当

電話：03-5320-4035

2) 国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助に関すること

○高齢者福祉サービス（介護保険）関係

国分寺市福祉部高齢福祉課

電話：042-312-8640（直通）FAX：042-320-1180

○障害者（児）福祉サービス関係

国分寺市福祉部障害福祉課

電話：042-312-8632（直通）

○保育サービス関係

国分寺市子ども家庭部保育幼稚園課

電話：042-312-8649（直通）

市の受審支援事業を利用して第三者評価を受審しましょう

市では、第三者評価の受審促進を図る目的で、前述の東京都における福祉サービスの第三者評価システムを活用して受審する福祉サービスの事業者に対し、予算の範囲内で受審費用の一部または全部を補助する支援制度（以下別表のとおり）を設けています。

別表

サービス種別	補助対象経費	補助基準額	補助額
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 地域密着型通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援 福祉用具貸与 軽費老人ホーム（ケアハウス） 特定施設入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	受審に要した経費	1事業当たり 300,000円 ただし、認知症対応型共同生活介護にあっては 600,000円	補助基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の額から1,000円未満の端数を切り捨てて得られた額

その他のサービスについては担当課が異なりますので、各担当へお問合せください。

- ・ 障害者（児）福祉サービス関係→障害福祉課
- ・ 保育サービス関係→保育幼稚園課

福祉サービス第三者評価受審費補助金の申請手続の流れ

日程	スケジュール内容	備考
6月中旬	市からこれまで補助金を申請した実績のある事業者などへ受審意向調査を送付します。 （HPにも掲載します。） 評価機関から見積書を徴取してください。	受審検討及び評価機関選定をお願いします。 実績のない事業者の方はまずはお電話等にてご連絡ください。
7月中旬	受審意向調査票 提出締切 地域共生推進課から意向調査票を受付・確認した旨の連絡をします。 市からの連絡がきたら、評価機関との契約を締結してください。	この時点では補助金が必ず交付されるとは限りませんのでご注意ください。 【添付書類】 特になし 当該年度の2月末までに評価機関への支払いが完了するスケジュールで契約をしてください。

10月下旬	<p>補助金の交付申請 提出締切 交付申請書類を市へ提出してください。 市から補助金の交付決定通知を発送します。 評価終了後、評価結果報告書を受け取り評価機関への支払いをしてください。</p>	<p>【添付書類】 ● 評価機関との契約書</p>
2月下旬	<p>補助金の実績報告書 提出締切 実績報告書書類を市へ提出してください。 市から補助金の交付確定通知を発送します。(実績報告書が提出されたら、順次送付いたします)</p>	<p>【添付書類】 ● 支払済証明書（補助金請求に係る領収書等の写し） ● 評価結果報告書（写）</p>
3月末日	<p>請求書 提出締切 補助金の請求書を市へ提出してください。 請求書受領後、指定口座へ入金します。</p>	<p>新規の事業者または入金口座の変更等がある事業者は口座振替依頼書も提出してください。</p>

要綱及び申請書等について

以下の国分寺市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/jigyousha/1009721.html>